

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

未払いの墓石費用

Q：先日、父が亡くなりました。父が生前に購入した墓地と墓石の代金が未払いとなっているのですが、相続税の債務控除の対象になりますか。

A：墓地や墓石の未払金は、相続税の債務控除の対象になりません。

【解説】

相続税法においては、墓所、霊びょう等を非課税財産として規定しています。

墓所、霊びょうとは、具体的には、墓地、墓石、みたまやのようなものをいいます。また、これに準ずるものとは、庭内神祀、神だな、神体、神具、仏壇、仏像、仏具、古墳などで日常礼拝の用に供しているものをいうことになっています。

ご質問の場合、お父さんが亡くなられたことによって、墓地、墓石という財産が残りますが、これに対しては非課税となります。

一方、墓地や墓石の未払金については、これを認めると、同じ内容について二重の控除を認めることとなりますので、債務控除としては認められません。

例えば、葬式代を借金で払ったような場合も、葬儀の費用は課税対象から差し引いてもらえますが、その借金は債務控除としては認められません。

